

第一種フロン類充填回収業者の登録申請（新規・更新） 手続きのご案内（郵送又は持参での申請用）

群馬県環境森林部環境保全課

第一種フロン類充填回収業を行う場合は、フロン排出抑制法の規定により、業を行う区域の都道府県知事の登録を受けることが必要です。群馬県で、

- ・第一種特定製品の整備が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填すること
- ・第一種特定製品の整備又は廃棄等が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収すること

を業として行おうとする者は、群馬県知事に登録申請をしてください。群馬県内に事業所がない場合でも、群馬県内で業を行う場合は群馬県知事への登録が必要です。

なお、フロン類の充填又は回収を業として行うとは、充填又は回収行為を反復・継続して行うことを指すものであり、充填又は回収を生業としているか否かや営利目的か否かを問うものではありません（自社充填の場合も登録が必要）。

登録の有効期間は5年です。有効期間満了後も引き続きフロン類の充填・回収を行おうとする者は、有効期間が満了する前に群馬県知事あてに登録の更新申請をしてください。群馬県では、有効期間満了日の3ヶ月前から更新申請を受け付けています。

1 登録申請／登録の更新申請

登録申請書／登録の更新申請書に必要な事項を記載の上、添付書類と共に環境保全課へ郵送又は持参してください。持参をする場合は、事前に電話等で連絡の上、お越してください。

申請書の様式は、県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.gunma.jp/page/6830.html>

更新申請について、有効期間満了日が閉庁日（土曜・日曜・祝日・年末年始）に当たる場合は、その前に届くように提出してください（有効期間満了後に申請書が届いた場合は「新規申請」の扱いとなります）。

(1) 登録申請書／登録の更新申請書の記載事項

ア 「事業所の名称及び所在地」欄

フロン類の充填・回収を行う事業所の名称及び所在地を記載します。

複数の事業所を置いてフロン類の充填・回収を行う場合は、事業所ごとに申請書を別葉で作成してください。

イ 「回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類」欄

回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類について、該当する欄に○を付けてください。

なお、フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品からフロン類を回収しようとする場合は、フロン類回収設備の能力が200g/min以上（合算可）でなければなりません。

ウ 「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」欄

充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類について、該当する欄に○を付けてください。

エ 「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」欄

使用するフロン類回収設備について、該当する欄に台数を記入してください。

オ 備考の下の欄

フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者又はフロン類の充

填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を記載してください。
また、申請に係る事項の補足的説明を任意に記載することができます。

(2) 登録申請手数料

(新規) 5, 000円 (更新) 5, 000円

(3) 納付方法

登録手数料は、次のア～ウのいずれかの方法で納付してください。

ア 払込書による納付

① 新規

払込書による納付を希望する場合は、「払込書送付依頼書」に必要な事項を記載し、返信用封筒（長3封筒、110円分の切手貼付）とともに環境保全課あて郵送してください。

払込書送付依頼書は、県のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/6830.html>

払込書が届いたら、金融機関の窓口で納付し、交付された「領収済証明書（申請書等貼付用）」を申請書の裏面に貼付してください。（払込人保管）の部分は、申請者の控えですので、環境保全課に送付しないよう気をつけてください。

② 更新

有効期間満了日のおよそ3ヶ月前になりましたら、更新手続の案内を送付します。払込書を同封いたしますので、金融機関の窓口で納付し、交付された「領収済証明書（申請書等貼付用）」を申請書の裏面に貼付してください。（払込人保管）の部分は、申請者の控えですので、環境保全課に送付しないように気をつけてください。

イ 群馬県証紙による納付

群馬県証紙による納付を希望する場合は、最寄りの証紙売りさばき所で購入し、申請書に貼付してください（収入印紙ではありませんので注意してください）。

証紙売りさばき所は、県のホームページを参照してください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/7568.html>

ウ キャッシュレス総合窓口での納付

キャッシュレス決済での納付を希望する場合は、環境保全課の窓口で申請書及び添付書類を提出する際に申し出てください。

環境保全課の窓口では、申請書及び添付書類を審査し、内容が確認できたら申請書を一旦返却すると共に「キャッシュレス総合窓口における支払内容確認書」を交付します。これと返却された申請書をキャッシュレス総合窓口（県庁3階）に提出して、下表の取扱キャッシュレス決済方法のいずれかで支払いをしてください。

キャッシュレス総合窓口で「売上明細シート（加盟店控え）」及び「会計レシート（店舗控え）」を受け取り、再度環境保全課の窓口に来て、申請書と併せて提出してください。

なお、キャッシュレス決済の場合は領収証を発行することができません。また、申請書及び添付書類に不備がある場合は、キャッシュレス決済ができないことがありますので、記載内容や添付資料に漏れがないよう十分注意してください。

取扱キャッシュレス決済方法

クレジットカード	VISA、Master、JCB、American Express、Diners Club
電子マネー	交通系 IC (Suica、Kitaca、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、SUGOCA、nimoca、はやかけん)、id、QuicPay、WAON、楽天 Edy、nanaco
QRコード	PayPay、ドコモ d 払い、auPay、楽天 Pay、メルペイ、Alipay、WeChat Pay

(4) 添付書類

事業所が複数ある場合、イ、ウ、オ、カについては、各事業所ごとに必要です。

ア 本人を確認できる書類（原本）

- ・ 個人の場合は、発行日から3ヶ月以内の住民票の写し
- ・ 法人の場合は、発行日から3ヶ月以内の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

イ フロン類回収設備の所有権等を有することを証する書類

- ・ 自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し。これらが無い場合は、回収設備を所有している旨の申立書（様式は環境保全課に問い合わせてください）及び所定の方法で撮影した写真。
- ・ 自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規程書、管理要領書等のうち、いずれかの写し。

ウ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

- ・ 申請書に記載された項目（a. フロン類の回収設備の種類、b. 回収設備の能力）について説明する書類（取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しの必要なページ）。

エ 申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書面

- ・ 申請者等が、フロン排出抑制法第29条第1項各号に該当しない者であることを誓約した旨の書面

* 欠格要件

- (ア) 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (イ) フロン排出抑制法若しくは自動車リサイクル法（引取業者、フロン類回収業者、自動車製造業者等の規定に限る。）の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (ウ) 第一種フロン類充填回収業者の登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (エ) 第一種フロン類充填回収業者の登録を取り消された法人において、その処分の前30日以内に役員であり、かつ、その処分日から2年を経過しない者
- (オ) 第一種フロン類充填回収業者がその業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (カ) 法人にあっては、その役員のうち上記(ア)～(オ)のいずれかに該当する者があるもの

オ フロン類の回収を自ら行う者又は回収に立ち会う者が有する資格に関する資料

- ・ フロン排出抑制法施行規則第40条第2号の「十分な知見を有する者」としてフロン類の回収に携わる者が有する資格等の免許証・修了証の写し。

* 次に掲げる資格のいずれか

- (ア) 冷媒フロン類取扱技術者（（一社）日本冷凍空調設備工業連合会が認定する第一種冷媒フロン類取扱技術者又は（一財）日本冷媒・環境保全機構が認定する第二種冷媒フロン類取扱技術者）
- (イ) 冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者
- (ウ) 高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会）
- (エ) 冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）
- (オ) 冷凍空調工事保安管理者（高圧ガス保安協会）
- (カ) （一社）群馬県フロン回収事業協会が実施するフロン回収技術講習会修了者（有効期限が設定され、かつ有効期限内のものに限る。）
- (キ) 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
- (ク) 技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））

カ フロン類の充填を自ら行う者又は充填に立ち会う者が有する資格に関する資料

- ・ フロン排出抑制法施行規則第14条第9号の「十分な知見を有する者」として充填に携わる者が有する資格等の免許証・修了証の写し。

* 次に掲げる資格のいずれか

(ア)冷媒フロン類取扱技術者（（一社）日本冷凍空調設備工業連合会が認定する第一種冷媒フロン類取扱技術者又は（一財）日本冷媒・環境保全機構が認定する第二種冷媒フロン類取扱技術者）

(イ)次に示す資格等を有し、かつ、充填に必要なとなる知識等の習得を伴う講習を受講した者

a 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）

b 高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会）

c 上記保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者

d 冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）

e 冷凍空調工事保安管理者（高圧ガス保安協会）

f 自動車電気装置整備士（対象は自動車に搭載された第一種特定製品に限る。）

(ウ)十分な実務経験（日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に3年以上携わり、これまで高圧ガス保安法やフロン排出抑制法を遵守し、違反したことがないこと）を有し、かつ、充填に必要なとなる知識等の習得を伴う講習を受講した者

※ (イ)及び(ウ)の「充填に必要なとなる知識等の習得を伴う講習」については、環境省のホームページを参照してください。

http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/koushuu.html

2 登録通知書の送付

審査後、登録ができ次第、環境保全課から登録通知書を送付します。

原則として、住民票又は登記事項証明書記載の住所又は所在地に普通郵便で送付します。

3 問い合わせ、申請書等の提出先

群馬県環境森林部環境保全課

住 所：〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

電 話：027-226-2832（直通）

FAX：027-243-7704

メールアドレス：kanhozen@pref.gunma.lg.jp

申請受付時間（持参の場合）

：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時～12時及び13時～16時30分